

令和2年度 第25回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和3年3月26日（金） 午後3時 開議  
宮古島市役所庁舎 3階 会議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第23回臨時会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（令和2年度第24回定例会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第58号 宮古島市公民館非常勤館長の任命について
- 日程第6 議案第59号 宮古島市未来創造センター非常勤センター長の任命について
- 日程第7 議案第60号 宮古島市総合博物館団体取扱規程の制定について
- 日程第8 議案第61号 宮古島市立学校処務規程の一部改正について
- 日程第9 議案第62号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について
- 日程第10 議案第63号 宮古島市学校施設長寿命化計画の策定について
- 日程第11 議案第64号 宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について
- 日程第12 議案第65号 宮古島市教育委員会組織規則の改正に伴う関係訓令の整備について
- 日程第13 議案第66号 宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について
- 日程第14 議案第67号 宮古島市立教育研究所長の任命について ※追加※
- 日程第15 報告第14号 宮古島市立学校給食共同調理場（城辺・上野・下地）基本計画内部検討委員会の報告について
- 日程第16 報告第15号 臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会職員の人事異動について）
- 日程第17 報告第16号 宮古島市立学校のいじめ事案に関する報告について
- 日程第18 そ の 他

議案第 5 8 号

宮古島市公民館非常勤館長の任命について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 3 年 3 月 2 6 日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市公民館設置及び管理に関する条例第 5 条及び同条施行規則第 4 条第 1 項の規定により任命必要があるので、本案を提出します。



別紙

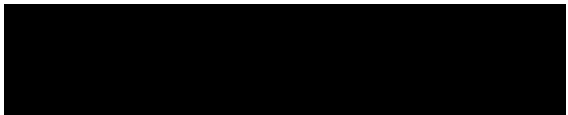
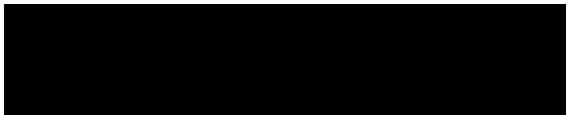
城辺公民館 氏名 饒平名 健二 (のひな けんじ) (印)  
住所 [REDACTED]  
生年月日 [REDACTED]  
最終学歴 宮古農林高等学校  
最終職歴 宮古製糖株式会社



上野公民館 氏名 西里 正博 (にしざと まさひろ) (印)  
住所 [REDACTED]  
生年月日 [REDACTED]  
最終学歴 早稲田法科専門学院  
最終職歴 宮古島市教育委員会 上野公民館

下地公民館 氏名 池田 良永 (いけだ よしなが) (印)  
住所 [REDACTED]  
生年月日 [REDACTED]  
最終学歴 私立沖縄高等学校  
最終職歴 宮古島市下地地域農地・水・環境保全  
管理協定運営委員会

伊良部公民館 氏名 上地 誠賢 (うえち せいけん) (印)  
住所 [REDACTED]  
生年月日 [REDACTED]  
最終学歴 宮古工業高等学校  
最終職歴 宮古島市教育委員会

下崎地区公民館 氏 名 與那覇 清雄 (よなは せいゆう) 再  
住 所   
生年月日   
最終学歴 私立興南高等学校  
最終職歴 宮古島市教育委員会下崎地区公民館

久松地区公民館 氏 名 下地 隆弘 (しもじ たかひろ) 再  
住 所   
生年月日   
最終学歴 琉球大学  
最終職歴 宮古島市教育委員会久松地区公民館

西原地区公民館 氏 名 長崎 光義 (ながさき みつよし) 再  
住 所   
生年月日   
最終学歴 琉球大学  
最終職歴 宮古島市教育委員会西原公民館

議案第59号

宮古島市未来創造センター非常勤センター長の任命  
について

上記の議案を、別紙のように提案する。

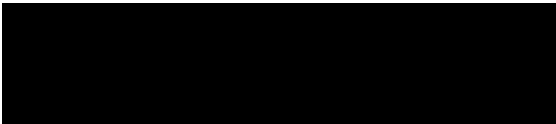
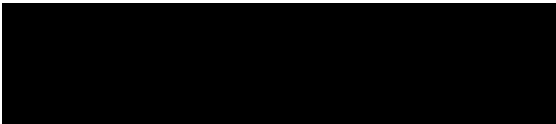
令和3年3月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定により任命する必要があるため、本案を提出します。

別紙

氏名	古堅 宗和（ふるげん むねかず）
住所	
生年月日	
最終学歴	中京大学中退
最終職歴	宮古島市教育委員会未来創造センター

議案第60号

宮古島市総合博物館団体取扱規程の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年3月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市総合博物館条例の別表に定める団体の取扱いについて定める必要があるので、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市総合博物館団体取扱規程

#### (目的)

第1条 この訓令は、宮古島市総合博物館管理規則（平成17年教育委員会規則第37号）第16条の規定に基づき、宮古島市総合博物館条例（平成17年条例第202号。以下「条例」という。）別表に掲げる団体の取扱いを定めることにより、博物館法（昭和26年法律第285号）第1条に定める国民の教育、学術及び文化の発展への寄与を高めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 条例別表に掲げる「団体（20人以上の団体に限る）」を、次の各号のいずれかに該当するものと定義する。ただし、条例第5条により入館料の免除を受ける者は、その人数に算入しない。

(1) 行動を共にし、同時に宮古島市総合博物館（以下「博物館」という。）に入館しようとする20人以上の者

(2) 事業者等が次条に定める協定に基づき発行したクーポン券等を入館時に提示する者

#### (協定)

第3条 前条第2号の協定は、博物館と事業者等が締結するものであって、当該年度内において、事業者が20人以上の博物館入館者を誘客する旨を定めたものとする。

#### 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する



議案第 6 1 号

宮古島市立学校処務規程の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 3 年 3 月 2 6 日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市立学校の統廃合後の文書保存の手続きについて定める必要があるので、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市立学校処務規程の一部を改正する訓令

宮古島市立学校処務規程（平成 17 年教育委員会訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 17 条」を「第 18 条」に、「第 16 条」を「第 17 条」に改める。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（閉校後の文書の保存）

第 17 条 第 13 条から第 16 条の規定は、閉校となった学校について準用する。この場合において、教育長が指定する学校の校長が事務を処理する。

#### 附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第62号

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の  
一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年3月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

学校に勤務する会計年度任用職員の勤務時間の変更及び令和3年度より配置予定のスクール・サポート・スタッフについて定める必要があるため、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部を 改正する訓令

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程(令和2年宮古島市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表学校事務補助員の項及び用務員補助の項中「8時45分から16時45分まで」を「8時15分から16時15分まで」に、同表日本語学習支援員の項、問題行動等学習支援員の項及び特別支援教育支援員の項中「8時30分から16時15分まで」を「8時15分から16時まで」に、同表教育研究所長の項中「週3日 8時30分から17時15分まで」を「週5日 9時から17時まで」に改め、同表中日本人英語教師(JTE)の項の次に次のように加える。

スクール・サポート・スタッフ	小中学校の教員の事務 作業補助に関する業務	週5日 8時45分から16時45分 まで
----------------	--------------------------	----------------------------

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程（令和2年宮古島市教育委員会訓令第5号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
<p>○宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程 （趣旨）</p> <p>第1条 （略） （職の名称、勤務時間等）</p> <p>第2条 会計年度任用職員の職の名称、職務内容並びに勤務日数及び勤務時間は、次のとおりとする。ただし、職務の遂行上、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の割り振りを変更することができる。</p>			<p>○宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程 （趣旨）</p> <p>第1条 （略） （職の名称、勤務時間等）</p> <p>第2条 会計年度任用職員の職の名称、職務内容並びに勤務日数及び勤務時間は、次のとおりとする。ただし、職務の遂行上、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の割り振りを変更することができる。</p>		
職の名称	職務内容	勤務日数及び勤務時間	職の名称	職務内容	勤務日数及び勤務時間
一般事務補助員～環境衛生作業員（略）			一般事務補助員～環境衛生作業員（略）		
学校事務補助員	学校事務における補助的又は定型的な業務	週5日 8時45分から16時45分まで	学校事務補助員	学校事務における補助的又は定型的な業務	週5日 8時15分から16時15分まで
学校図書館司書補助員	学校図書館における司書に関する業務	週5日 8時15分から16時45分まで	学校図書館司書補助員	学校図書館における司書に関する業務	週5日 8時15分から16時45分まで
用務員補助	小学校における清掃、配布物の印刷業務、接待等に関する業務	週5日 8時45分から16時45分まで	用務員補助	小学校における清掃、配布物の印刷業務、接待等に関する業務	週5日 8時15分から16時15分まで
日本語学習支援員	外国人児童・生徒及び帰国子女等に対する学習支援に関する業務	週5日ただし、教育課程に位置づけられた日 8時30分から16時15分まで	日本語学習支援員	外国人児童・生徒及び帰国子女等に対する学習支援に関する業務	週5日ただし、教育課程に位置づけられた日 8時15分から16時まで

問題行動等学習支援員	問題を抱える生徒の学校生活支援に関する業務	週5日 8時30分から16時15分まで
社会福祉士～特別支援教育心理士（略）		
特別支援教育支援員	特別な支援が必要な児童生徒への学校生活支援に関する業務	週5日ただし、教育課程に位置づけられた日 8時30分から16時15分まで
幼少接続アドバイザー	幼児教育の充実と小学校への円滑な接続を図ることに 関する業務	月15日以内 9時から17時まで
教育研究所長	教育に関する研究及び教育職員の研修業務の指導 監督に関する業務	週3日 8時30分から17時15分まで
幼小接続アドバイザー～幼稚園預かり保育パート補助員（略）		
日本人英語教師(JTE)	学校における英語教育推進に関する業務	週5日ただし、年間220日以内 8時15分から16時45分まで
未来創造センター長	別に定める。	別に定める。
公民館非常勤館長	別に定める。	別に定める。
外国語指導助手	別に定める。	別に定める。

第3条（略）

問題行動等学習支援員	問題を抱える生徒の学校生活支援に関する業務	週5日 8時15分から16時まで
社会福祉士～特別支援教育心理士（略）		
特別支援教育支援員	特別な支援が必要な児童生徒への学校生活支援に関する業務	週5日ただし、教育課程に位置づけられた日 8時15分から16時まで
幼少接続アドバイザー	幼児教育の充実と小学校への円滑な接続を図ることに 関する業務	月15日以内 9時から17時まで
教育研究所長	教育に関する研究及び教育職員の研修業務の指導 監督に関する業務	週5日 9時から17時まで
幼小接続アドバイザー～幼稚園預かり保育パート補助員（略）		
日本人英語教師(JTE)	学校における英語教育推進に関する業務	週5日ただし、年間220日以内 8時15分から16時45分まで
スクール・サポート・スタッフ	小中学校の教員の事務作業補助に関する業務	週5日 8時45分から16時45分まで
未来創造センター長	別に定める。	別に定める。
公民館非常勤館長	別に定める。	別に定める。
外国語指導助手	別に定める。	別に定める。

第3条（略）

議案第 6 3 号

宮古島市学校施設長寿命化計画の策定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 3 年 3 月 2 6 日 提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

平成 2 5 年 1 1 月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」において、各地方公共団体は、平成 3 2 年<sup>版</sup>までに個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を作成することが求められたことを踏まえ、宮古島市学校施設長寿命化計画を定める必要があるため、本案を提出します。

議案第 6 4 号

宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 3 年 3 月 2 6 日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

組織の見直しに伴い、規則を改正する必要があるので、本案を提出  
します。



別紙

宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会組織規則（平成 17 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条表中 「

学校教育課	学務係 指導係 小中学校開校準備室
-------	-------------------

」を

「

学校教育課	学務係 指導係
教育施設課	整備係 管理係

」に改める。

別表中学校教育課の項の次に次のように加える。

教育施設課

整備係

- (1) 教育施設の建設計画に関すること。
- (2) 学校施設の建設計画、設置に関すること。
- (3) 学校施設建設長期計画・長寿命化計画の作成に関すること。
- (4) 建築物非構造部材調査及び改修工事に関すること。
- (5) 学校施設に関する国及び県の調査及び統計に関すること。
- (6) 学校施設の維持管理業務、130 万円以上の改修工事に関すること。
- (7) 教育委員会が管理する建築物の設計精査（委託・工事）に関すること。
- (8) 教育委員会が管理する建築物（新築及び修繕 500 万円以上）の施工監理に関すること。
- (9) 教育委員会が管理する建築物における基本構想及び基本計画の技術協力に関すること。
- (10) 所管補助事業の申請及び報告に関すること。

## 管理係

- (1) 学校施設の用途変更、廃止及び処分に関する事
- (2) 公立学校施設台帳の整理保存に関する事。
- (3) 行政財産使用許可申請に関する事。
- (4) 休校及び廃校の学校施設使用許可申請に関する事。
- (5) 学校施設の警備に関する事。
- (6) 学校施設付属設備（自家用電気工作物、消防用設備、浄化槽、空調設備、昇降機）等の保守管理に関する事。
- (7) 学校施設の空調設備の集中管理業務に関する事。
- (8) 学校施設の台風災害報告に関する事。
- (9) 学校施設の維持管理業務、130万円未満の改修工事に関する事。
- (10) 所管区域の教員住宅の管理に関する事。
- (11) 環境衛生作業員に関する事。
- (12) 課の庶務及び文書の収受に関する事。

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第65号

宮古島市教育委員会組織規則の改正に伴う関係訓令の整備  
について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年3月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市教育委員会組織規則の改正に伴い、関係訓令を改正する  
必要があるため、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市教育委員会組織規則の改正に伴う関係訓令の整備 に関する訓令

(宮古島市立学校給食共同調理場(城辺・上野・下地)基本計画内部  
検討委員会設置要綱の一部改正)

第1条 宮古島市立学校給食共同調理場(城辺・上野・下地)基本計画  
内部検討委員会設置要綱(平成28年教育委員会訓令第13号)の一  
部を次のように改正する。

第3条第3項中「教育施設班」を「教育施設課」に改める。

(城辺地区統合中学校実施計画策定委員会設置要綱の一部改正)

第2条 城辺地区統合中学校実施計画策定委員会設置要綱(平成30年  
教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中「教育施設班」を「教育施設課」に改める。

(宮古島市教育委員会教育施設班設置要領の廃止)

第3条 宮古島市教育委員会教育施設班設置要領(平成31年教育委員  
会訓令第5号)は廃止する。

(宮古島市教育委員会建設工事施工監理業務実施要領の一部改正)

第4条 宮古島市教育委員会建設工事施工監理業務実施要領(平成31  
年教育委員会訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第1条、第3条、第6条及び第7条中「教育施設班」を「教育施設  
課」に改める。

(宮古島市立学校施設の長寿命化計画策定検討委員会設置要綱の一  
部改正)

(令和 2 年教育委員会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条及び別表中「教育施設班」を「教育施設課」に改める。

(宮古島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正)

第 6 条 宮古島市教育委員会文書事務取扱規程(令和 2 年教育委員会訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「教育施設班」を「教育施設課」に改める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 6 号

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 3 年 3 月 2 6 日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市立幼稚園預かり保育の実施園の規定及び利用手続きの簡素化について、要綱を改正する必要があるので、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成 27 年教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（実施園）

第 2 条 預かり保育は、宮古島市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）全園において実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、複数の市立幼稚園の園児を合同により預かり保育を実施することができる。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

（対象園児）

第 4 条 預かり保育の対象となる園児は、市立幼稚園に在園する園児のうち、保護者が次のいずれかに該当する園児とする。

第 7 条第 1 項中「（様式第 1 号の 1）及び関係書類（勤務証明書（様式第 1 号の 2）等）により」を「（様式第 1 号）に関係書類を添付して」に改める。

別表を削る。

様式第 1 号中「の 1」を削る。

様式第 1 号の 2 を削る。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

報告第14号

宮古島市立学校給食共同調理場（城辺・上野・下地）基本計画内部検討  
委員会の報告について

宮古島市立学校給食共同調理場（城辺・上野・下地）基本計画内部検討委員会  
において、別紙のとおり審議したので報告します。

令和3年3月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子



報告第15号

臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会職員の人事異動  
について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和3年3月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

報告第16号

宮古島市立学校のいじめ事案に関する報告について

宮古島市立学校のいじめ事案について、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第5条第1項第2号の規定に基づき報告します。

令和3年3月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

議案第67号

宮古島市立教育研究所長の任命について

上記の議案を、別紙のように提案する。

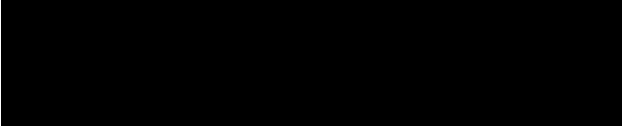
令和3年3月26日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市立教育研究所設置条例第4条の規定により任命する必要があるため、本案を提出します。

別紙

氏名	平良 善信 (たいら よしのぶ)
住所	
生年月日	
最終学歴	帝京大学
最終職歴	沖縄県教育庁宮古教育事務所 所長

履 歴 書

(ふりがな) たいら よしのぶ  
氏 名 平良 善信  
昭和35年 7月 29日生 (60才)

学 歴

年 月	事 項
昭和58年3月	帝京大学文学部英米文学科 卒業

職 歴

年 月	事 項
昭和63年4月1日	沖縄県城辺町立砂川中学校 教諭
平成5年4月1日	沖縄県城辺町立西城中学校 教諭
平成10年4月1日	沖縄県教育庁宮古教育事務所 指導主事
平成15年4月1日	沖縄県平良市立北中学校 教頭
平成18年4月1日	沖縄県宮古島市立久松中学校 教頭
平成20年4月1日	沖縄県教育庁宮古教育事務所 主任指導主事
平成22年4月1日	沖縄県教育庁宮古教育事務所 指導班長
平成23年4月1日	沖縄県宮古島市立伊良部中学校 校長
平成26年4月1日	沖縄県宮古島市立久松中学校 校長
平成30年4月1日	沖縄県教育庁宮古教育事務所 所長

学会並びに社会における活動

年 月	事 項
平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	沖縄県中学校体育連盟 宮古地区会長
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	宮古地区 PTA 連合会 副会長

賞 罰 特になし

上記のとおり相違ありません。

令和3年3月3日

氏 名 平良 善信



○宮古島市立教育研究所設置条例

平成18年3月31日

条例第25号

改正 平成24年6月29日条例第33号

令和2年9月30日条例第40号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育に関する専門的、技術的事項の研究及び教育職員の研修に資するため、教育研究所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宮古島市立教育研究所

位置 宮古島市平良字西里1140番地

(平24条例33・全改、令2条例40・一部改正)

(事業)

第3条 宮古島市立教育研究所(以下「研究所」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 教育職員の研修に関すること。
- (3) 教育関係資料の収集及び活用等に関すること。
- (4) 研究成果の普及に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(職員)

第4条 研究所に所長、その他必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。